

# 納税は必ず納期限内に

## 悪質な税の滞納には厳しい処分

### 自主納税を推進

町では、納税者自身が自主的に申告・納税をする自主納税を推進するため、環境を整えています。

### 休日納付窓口・納税相談

税務課では、毎月末日の日曜



納期までに納付できないときは早めに相談を

日、9時～17時に納付窓口・納税相談窓口を開設しています。平日は忙しいという方は、納付書を持参のうえ、ご利用ください。

### 町税等収納推進員の戸別訪問

町では町税等収納推進員が、納期限の過ぎた町税民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康

保険税・介護保険料の収納や口座振替の促進のため、戸別訪問を行っています。収納推進員は、町税等収納推進員証(写真付き)を携帯し、名札を着用のうえ、(土)・(日)・祝祭日・夜間にも訪問しています。

不審の際は、収納推進員証を確認ください。

### 口座振替の推奨

金融機関や郵便局の口座振替を利用すると、指定の口座から自動振替で納税しますので、納め忘れがなく安心です。役場または町内金融機関などにある申込書に記入し、納税通知書・預金通帳・預金届出印を持参のうえ、金融機関、郵便局、町税務課で申し込みください。

### 滞納への取り組み

町税等は納期限までに必ず納付する義務があり、たとえ少額・短期間でも滞納をすることは認められていません。滞納は町の大切な財源を確保できないだけでなく、滞納した場合に送られる督促状の送付などの滞納整理にも大変な費用がかかっています。町では積極的に滞納処分(別表)を行い、滞納額の縮減に努めていますので、決して滞納をしないようお願いいたします。

### 差し押さえ

督促状が発送されてもなお、税が完納されない場合は、法に基づき差し押さえが執行される可能性があります。これは、法律で禁止されている一部の財産を除いた給与・年金・不動産・預金・保険・自動車・売掛金などのあらゆる

財産が対象となります。

差し押さえは滞納者本人の同意がなくても強制的に行われ、事前予告がないこともあります。勤務先や取り引き先に対して調査や給与の差し押さえが行われた場合、社会的信用が大きく損なわれる場合も考えられますが、町は一切の保障はできません。今後は、自動車や換価可能な物品も差し押さえの対象とし、インターネット公売を実施するなどして、更なる滞納処分を行っていきます。

### 県滞納整理推進機構による徴収・滞納処分

県では千葉県滞納整理推進機構を設置し、本町へも県税務職員2人が派遣され、滞納処分を前提とした納税交渉、財産調査、差し押さえ、公売等を実施しています。

町税務課収税班 ☎(70)0323

### 町税納付に関する疑問にお答えします

**Q** 苦しいので少しずつ納めているが、それでも差し押さえはされるのか

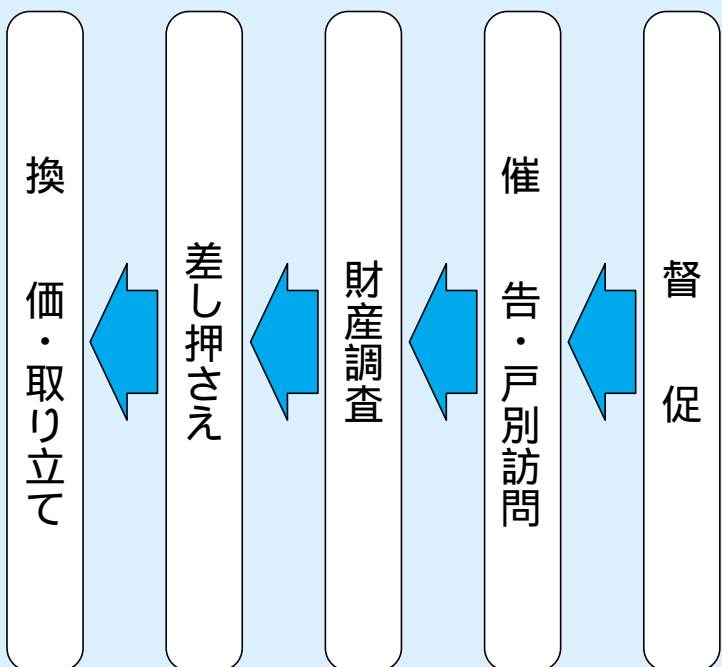
**A** 災害など一部の場合を除き、基本的に分納は認められておりません。現在少しずつ納税をしている場合でも調査や差し押さえの対象になりますので早急に完納してください。

**Q** 住宅ローンやその他の借入金の返済で税金が払えない

**A** ローン返済などを理由に税を滞納することは許されませんが、納税は法定の義務であり、もし

ローンなどの返済で納税できない場合は、ローンそのものを見直す必要があります。滞納を続けていると給与の差し押さえなどが行われ、返済ができなくなる可能性があります。早急に返済の見直しや債務整理を行い、納税を優先するようにしてください。金融機関などとの直接の話し合いで解決できない場合は、弁護士などに相談する必要があります。税務課でも無料の法律相談、多重債務の相談先を紹介していますので、相談ください。

### 滞納処分(差し押さえ)の流れ



(別表) 滞納処分(差し押さえ)の状況 (単位:件)

年度	不動産	預貯金	給与その他	国税還付金	計
平成18年度	7	41	32	36	116
平成19年度	10	26	54	39	129
平成20年度	46	28	43	24	141
計	63	95	129	99	386

平成20年度は2月までの処分状況です

## 地域包括支援センターだより 20

### 1人で悩んでいませんか「高齢者虐待」

厚生労働省によると、家庭内で65歳以上の高齢者が虐待を受けたと判断された件数が、平成19年度は全国で13,273件にのぼったと報告されています。この件数は、市町村等に通報のあった件数であり、氷山の一角といえるでしょう。

「高齢者虐待」というと仰々しく感じますが、今やどこの家庭でも起こりうる、大きな社会問題となっています。高齢者虐待は、「介護の方法が分からない」、「いつまで介護が続くのか不安」、「誰も介護を手伝ってくれない」など、介護者の孤独や心身の疲労が原因で起こります。

一方、虐待を受ける高齢者も、「世話になっているので文句を言えない」という思いや、認知症等により虐待の自覚がないことにより、虐待は潜在化してしまうことが多いのです。

このような背景から、平成18年度より、「高齢者虐待防止・養護者支援法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行されまし

た。この法律では、たたく、つねる等の身体的な虐待に加え、必要な世話や介護をしない等の「介護放棄」や、本人の年金を本人の意思・利益に反して使用する等の「経済的虐待」についても、虐待として定義されています。また、虐待に気が付いた人の市町村への通報義務について、明記されています。

高齢者虐待は、地域の支え合いや、福祉サービスの適切な利用などで、未然の防止や早期発見が可能となる場合があります。多くの方が高齢者虐待について関心を持ち、誰もが安心して生活できる、住みよい地域を目指しましょう。



地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談を受け付けています。お気軽に相談ください。

町地域包括支援センター ☎(70)0439  
健康介護課高齢者支援班 ☎(70)0332

## ねんきんナビ

### 人生の節目には年金の届出を忘れずに

就職・退職・結婚など、人生の節目には年金の届出が必要です。届出を行わないと、将来受けとる年金が少なくなったり、受給できなくなったりする場合があります。

次のようなときは必ず届出してください。

- ・20歳になったとき(厚生年金や共済組合に加入していない方)
  - ・退職したとき
  - ・サラリーマンに扶養されている配偶者(国民年金第3号被保険者)が扶養から外れたとき
  - ・サラリーマンが65歳になったときの配偶者
- 就職したときやサラリーマンの配偶者として扶養に入り国民年金第3号被保険者に該当するときは、勤務先で手続きをしてください

### 保険料の改正

平成21年4月から平成22年3月までの国民年金保険料は1カ月14,660円となります。

千葉県国民年金電話センター ☎043(203)5600  
住民課国保年金班 ☎(70)0334